

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等をすることが困難な場合の手続きについて

- 法人事業税及び法人県民税の災害延長の手続きに関して、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、2種類の申告期限の延長制度があります。

申請方法

次の（1）又は（2）のいずれかにより申請してください。（郵送可）

（1）山梨県県税条例第13条第3項の手続きによる災害延長

申請様式	災害等による期限の延長申請書（第32号様式） ※なお、下記（ア）又は（イ）により申告書を提出した場合も当該申請書による提出があったとみなして取り扱います。 （ア）申告書を書面で提出する場合（窓口・郵送） 申告書の右上の余白に“新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請書”と記載して申告書を提出する。 （イ）申告書をeLTAXで提出する場合（電子申告） 申告書法人名欄の、法人名称の前に“新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請”と入力のうえ、申告する。
申請先	山梨県総合県税事務所
申請期限	延長申請理由のやんだ後すみやかに ※国（法人税）と同様に、申告書を作成・提出することが可能となった時点で、申告書の提出と同時に、申請（申告）をいただくことができます。
適用	法人事業税・法人県民税・特別法人事業税・地方法人特別税 (法人県民税については、法人税で提出期限の延長が認められれば、同様に延長されます。)
注意事項	・法人税における「災害による申告、納付等期限延長申請書」の写しを添付してください。 ・他の都道府県や市町村に事務所などを有する場合は、各都道府県・市町村の規定によりそれぞれ申請が必要になります。 ・申請書のほか、期限の延長を必要とする理由を証明する書類の提出を要しますが、提出が難しい場合はご相談ください。

(2) 地方税法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）による災害延長

申請様式	災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（第13号様式）
申請先	主たる事務所等が所在する都道府県に申請
申請期限	事業年度終了の日から45日以内 ※定款等の定めなどにより定期総会が事業年度終了から2か月以内に召集されない常況にあるため、既に法人事業税等の申告期限の延長を受けている場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前まで
適用	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に係る確定申告 (法人県民税については、法人税で提出期限の延長が認められれば、同様に延長されます。)
注意事項	・山梨県以外に事務所等がある法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、山梨県への申請は不要です。

様式はHPからダウンロードするか、山梨県総合県税事務所へお問い合わせください。

URL https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/houjin_covid-19.html

〒406-8601 山梨県笛吹市石和町広瀬785
山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当
電話 055-261-9116